

桑名市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第11号

桑名市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

桑名市行政手続条例施行規則（平成16年桑名市規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則中「桑名市行政手続条例（平成16年桑名市条例第22号）」を「条例」に改め、本則第1号中「条例等の規定により」を「条例等（条例第2条第1号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、桑名市行政手続条例（平成16年桑名市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

（公示送達の方法）

第3条 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。